

第199回 福島県都市計画審議会

年月日 令和8年5月27日（水）

時間 10:00～11:15

場所 杉妻会館 3階 百合

（司会）

それでは、定刻となりましたので、只今より、第199回福島県都市計画審議会を開催いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の高村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、はじめに事務局より傍聴される方に申し上げます。議事、運営に支障が生じると認められる場合や公正を期するために会を非公開とする場合には、会場から退席していただくこととなりますので、あらかじめ御承知おきください。

また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様配布しております資料の御確認をお願いいたします。

次第、議案書、資料1「議案第2060号県南都市計画道路の変更について」、資料2「議案第2061号浪江都市計画道路の変更について」、資料3「議案第2062号特殊建築物の敷地の位置（南相馬市）について」、資料4「議案第2063号特殊建築物の敷地の位置（いわき市）について」となります。

お手元がない資料がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、本日の審議会の一部の委員におかれましては、リモート形式により御出席いただいております。

それでは、開催にあたり土木部都市担当次長小池敏哉より御挨拶申し上げます。

（小池土木部次長）

第199回福島県都市計画審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より県政の進展並びに都市計画行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

前回の第198回福島県都市計画審議会にて御審議いただきました福島県復興祈念

公園につきましては、東日本大震災等の複合災害の記憶と教訓を後世に伝えるとともに、復興に向けた歩みを着実に進める本県の姿を国内外に発信し続けることを目的に整備を進め、今月2日に開園することが出来ました。

県といたしましては、隣接する東日本大震災・原子力災害伝承館とともに連携を図りながら、多くの方々に復興祈念公園を訪れていただき、福島復興に対する理解を深め、未来に向けた思いを育んでいただける公園となるよう取り組んでまいります。

さて、本日の審議会につきましては、「都市計画道路」の変更及び「特殊建築物の敷地の位置」について、計4件の御審議をお願いしております。

委員の皆様には、それぞれの御専門の立場からの御意見を賜り、御審議いただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

次長は、この後、所用がございますので、ここで退席とさせていただきます。

次に、議案書の最後のページ、9ページをご覧ください。

審議会の名簿となっております。審議会の開会に先立ちまして、新たに就任されました委員を御紹介申し上げます。

議席番号10番、福島県議会議員の山口信雄委員でございます。本日は御欠席でございます。

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づき、審議会の議長は会長がこれにあたることとなりますので、初澤会長よろしくをお願いいたします。

(議長)

はい、暫時、議長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最初に、委員の皆様方へは、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、御発言の際に、まず委員の議席番号、氏名から御発言していただくとともに、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願い申し上げます。

まず、はじめに、出席委員数を御報告いたします。定員19名のうち、出席委員数は14名となっております。内訳といたしましては、対面の出席が7名、リモート出席が7名、うち代理出席が6名となっております。これによりまして、福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める半数以上に達しておりますので、本会が成立していることを確認いたします。

次に、議事録署名人を定めたいと思います。これにつきましては、慣例に従い議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ありがとうございます。御異議ないようですので、御指名申し上げます。

3番の鈴木委員及び19番の小林委員のお二方をお願いいたします。

次に、議案書の目次をお開き願います。本日は、報告事項5件、議案4件を予定しております。

それでは、次第の2番、報告事項へ移ります。議案書の1ページをお開き願います。第198回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

福島県都市計画課の緑川と申します。よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案書の1ページをお開き願います。前回、令和7年11月21日に開催いたしました第198回福島県都市計画審議会に付議された案件につきまして御報告いたします。

議案番号第2055号、議案名「会津都市計画道路の変更について」で、こちらは「日新町徳久線」と「藤室鍛冶屋敷線」の2つの都市計画道路の変更を行ったものでございます。

交差点部において、右折車線を新設及び幅員の変更につきまして、本審議会の同意を得まして、令和7年12月5日に都市計画を変更いたしました。

次に、議案番号第2056号、議案名「双葉都市計画公園の変更について」及び第2057号、議案名「浪江都市計画公園の変更について」で、こちらは、「福島県復興祈念公園」の都市計画公園の変更を行ったものでございます。

公園と周辺施設の管理区分の見直し等によりまして都市計画の変更を行ったものでございます。本審議会の同意を得まして、令和7年12月5日に都市計画を変更いたしました。

議案番号第2058号と議案番号第2059号は、いずれも「特殊建築物の敷地の

位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）」でございます。

議案番号第2058号は、相馬市光陽地内の民間の産業廃棄物処理施設におきまして、がれき類の一日あたり処理能力が100トンを超えていることから、本審議会の同意を得ました。

現在、他法令の許可手続き中となっております。許可となりましたら、改めて御報告いたします。

議案番号第2059号は、南相馬市原町区及び鹿島区地内の民間の産業廃棄物処理施設におきまして、汚泥と廃プラスチック類の1時間あたりの処理能力が前回許可時点の1.5倍を超えることから、本審議会の同意を得まして、令和7年12月19日に許可となっております。

報告は以上となります。

（議長）

只今の報告に関して、御質問等ございますでしょうか。挙手でお願いいたします。リモート参加の方は手を挙げる等のリアクションでお願いいたします。

特にありませんでしょうか。

（質疑なし）

（議長）

ありがとうございます。

質問等は特にないようですので、次第の3番、議事に移ります。

本日御審議いただく議案は福島県知事から当審議会に諮問ありました4件、議案第2060号「県南都市計画道路の変更について」、議案第2061号「浪江都市計画道路の変更について」、議案第2062号「特殊建築物の敷地の位置について（南相馬市）」、議案第2063号「特殊建築物の敷地の位置について（いわき市）」となっております。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。まず、議案第2060号の議案に関しまして事務局より説明願います。

（事務局）

こちらにつきましても、都市計画課の緑川から御説明いたします。

議案書の説明に入る前に、お手元にお配りしております「資料1」、並びにスクリーンにより説明いたしますので、よろしくお願いたします。

資料1の1ページをご覧ください。

議案第2060号、県南都市計画道路3・3・115号白河西郷線の変更について御説明いたします。

本議案は県南都市計画区域内にございます都市計画道路の変更になります。

資料中の道路の名称につきましては、都市計画道路名でございます。

路線名の前に番号が振ってございますが、これは、区分・規模・一連番号を表してございますが、最初の“3”は、幹線街路を意味しておりまして、次の“3”の規模は幅員22メートル以上30メートル未満、最後の一連番号は、都市計画区域ごとに区域ごとの一連番号を付す決まりとなっております。

今回の変更の内容は、道路幅員の変更と道路本線の構造上、必要なり面を都市計画道路に含める変更となっております。

次に、2ページをお開きください。

今回都市計画を変更する路線について、こちらの総括図で御説明いたします。今回変更するのは、図面にピンクでお示ししております、県南都市計画道路3・3・115号白河西郷線（道路名称：国道4号）のうち、赤色で旗揚げをした区間となります。

資料の3ページをご覧ください。先ほどの総括図を拡大したものとなります。

既に都市計画決定されているL=6、980メートルのうち、起点側、福島県白河市外薄葉から終点側、福島県白河市女石の区間L=510メートルが今回の都市計画の変更対象区間となります。

次に、4ページをご覧ください。

こちらは、先ほど御説明した総括図のうち、変更する区間の「計画図」を拡大したものとなります。図のピンク色で示している部分は、現在、都市計画決定している道路の区域となります。今回の変更内容について、記載のとおり、道路計画の見直し等により変更するものとなります。

次に、5ページをご覧ください。

こちらは、変更区間の標準幅員を示した横断図となります。上が変更前、下が変更後の横断図となります。道路本線の計画が概ね決定したため、計画幅員を変更いたします。

次に、6ページをご覧ください。

道路計画の決定により、道路本線の構造上、必要なり面を含める変更となります。続きまして7ページをご覧ください。

今回の都市計画変更に対する意見書について御説明いたします。令和8年3月10日から3月24日まで法定縦覧を行ったところですが、意見書の提出はありませんでした。

以上が概要となります。

次に、議案書の方を御説明いたします。これまでの説明と重複することがありますが、御容赦ください。

議案書の3ページをご覧ください。

議案第2060号、県南都市計画道路の変更について都市計画道路3・3・115号白河西郷線を次のように変更いたします。

今般、白河市薄葉から女石までの現地測量及び道路設計が完了したことから、幅員の変更及び都市計画道路区域の幅を道路敷幅員へ変更しようとするものでございます。

議案書の4ページをお開き願います。

参考でございますが、「1住民説明会開催状況」につきましては、令和7年11月17日に開催してございます。「2公聴会開催状況」につきましては、令和8年1月16日に開催し、公述人はございませんでした。「3都市計画案の縦覧、意見書の提出状況」につきましても、先ほど、御説明したとおりでございますが、意見書の提出はございませんでした。「4市町村の意見」について、該当する白河市からの同意を得ている状況でございます。

以上でございます。県南都市計画道路の変更につきましては御審議をよろしく願いいたします。

(議長)

只今の説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、挙手でお願いいたします。リモート参加の皆様におかれましては手を挙げる等のリアクションでお願いします。いかがでしょうか。

(鈴木委員)

はい。

(議長)

はい、どうぞ。

(鈴木委員)

議席番号3番の鈴木です。

廃止分に建物が絡む箇所があった場合、所有者の意見調整は行っているか教えてください。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

廃止分について建物が絡む箇所はございません。

(議長)

その他にございませんか。特に質問、意見等ございませんか。

それでは、他に御意見もないようですので、議案第2060号の議案に関しまして御異議ございませんか。

(異議なし)

(議長)

「異議なし」と認め、議案第2060号は、原案のとおり同意することに決定いたします。

次の審議に入らせていただきます。議案第2061号の議案に関しまして事務局より説明願います。

(事務局)

続きまして、スクリーン及びお手元の「資料2」により、御説明させていただきます。

それでは資料2の1ページをご覧ください。

議案第2061号、浪江都市計画道路3・6・6号浪江停車場線の変更について御説明いたします。

前の議案の説明と重複いたしますが、資料中の道路の名称につきましては、都市計画道路名でございます。

路線名の前に番号が振ってございますが、これは、区分・規模・一連番号を表してございますが、最初の“3”は、幹線街路を意味しておりまして、次の“6”の規模は幅員8メートル以上12メートル未満、最後の一連番号は、都市計画区域ごとに区域ごとの一連番号を付す決まりとなっております。

今回の変更の内容は、既に都市計画決定となっております浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設との整合を図るため、浪江停車場線の起点の位置を変更するとともに浪江駅駅前広場を廃止するものとなっております。

2ページをご覧ください。

こちらが今回変更する道路の位置図となります。図の上側が北の方角になります。太い赤い矢印が今回変更する3・6・6号浪江停車場線で、浪江駅前の駅前広場を起点とし、浪江町の中心地を東に横断し、県道長塚請戸浪江線を終点とする幹線街路となります。

3 ページをご覧ください。

こちらは総括図となります。浪江停車場線は昭和27年に都市計画決定されており、主な計画の諸元を、右下の表中に記載しております。上段の黒字が現在で、下段の赤字が変更となります。

今回、起点の位置を変更することにより、延長が1,360メートルから90メートル伸び、1,450メートルに変更となります。

なお、車線の数については、変更前は都市計画の位置付けが無かったことから、今回追記をするものとなります。変更前も2車線の道路であり、今回新たに変更するものではありません。また、浪江駅駅前広場約4,400平方メートルについて、今回廃止となります。

4 ページをご覧ください。

こちらは、今回変更する浪江駅前周辺を拡大した計画図となります。計画図の薄い赤色の部分が、既に決定されている現在の都市計画決定の区域となります。

今回、起点の位置を、青い矢印で示した位置から、赤い矢印で示した位置に変更いたします。

この変更に伴い、濃い赤色の部分が新たに都市計画道路区域となり、延長が90メートル延伸いたします。

今回の変更は、浪江町が実施する浪江駅周辺の「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」事業において、駅前広場が新たに設置されることとなるため、その形状に合わせるものとなります。

また、黄色の範囲は、これまで都市計画道路区域及び浪江駅駅前広場として決定されておりましたが、新しい駅前広場が設置されることに伴い廃止することから、除外となる範囲となります。

新しい駅前広場は、既に都市計画決定されている「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」における土地利用計画で定めているため、今回、都市計画道路としては廃止するものとなります。

なお、今回変更する道路の起点が、北側の道路（3・4・1号駅前西台線）の起点と接続しておりませんが、浪江町において都市計画変更手続き中であり、起点を南側に変更し、浪江停車場線の起点に接続しております。

5 ページをご覧ください。

こちらは参考としてお示しする「浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の土地利用計画図となります。

先ほどの御説明したとおり、浪江町により「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」事業で新しい駅前広場が整備されます。

なお、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」については、令和8年8月に都市計画変更の予定であり、現在、浪江町にて変更手続き中となります。

6ページをご覧ください。

こちらは標準横断図となります。今回、車線数や道路幅員に変更はありません。

7ページをご覧ください。

こちらは、現況写真となります。①が浪江駅駅前広場の現況、②が浪江停車場線の現況となります。

8ページをご覧ください。

今回の都市計画変更に対する意見書について御説明いたします。令和8年4月10日から4月24日まで法定縦覧を行ったところですが、意見書の提出はありませんでした。

以上が概要となります。

次に議案書5ページをお開き願います。

議案第2061号、浪江都市計画道路の変更について、都市計画道路中3・6・6号浪江停車場線を次のように変更します。

都市計画道路3・6・6号浪江停車場線は、浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設に整合させるために、新設される交通結節広場との接続のため道路起点を変更し、併せて浪江駅駅前広場を廃止する変更をしようとするものでございます。

議案書の6ページをお開き願います。

参考でございますが、「1住民説明会開催状況」につきましては、令和8年2月19日及び令和8年2月20日に開催してございます。「2都市計画案の縦覧、意見書の提出状況」につきましても、先ほど、御説明したとおりでございまして、意見書の提出はございませんでした。「3市町村の意見」について、該当する浪江町からの同意を得ている状況でございます。

以上でございます。浪江都市計画道路の変更につきましては御審議をよろしく願います。

(議長)

御質問、御意見に移る前に確認したいのですが、都市計画道路3・6・6号浪江停車場線の延伸と浪江駅駅前広場の廃止について審議をするという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

今回の審議会では、都市計画道路3・6・6号浪江停車場線の延伸と浪江駅駅前広場の廃止について審議をすることで間違いありません。

(議長)

只今の説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら。挙手でお願いいたします。リモート参加の皆様におかれましては手を挙げる等のリアクションでお願いします。いかがでしょうか。

(前澤委員 (代理守福島財務事務所管財課長))

はい。

(議長)

はい、どうぞ。

(前澤委員 (代理守福島財務事務所管財課長))

議席番号9番の守です。

今回の変更は、都市計画道路3・6・6号浪江停車場線の延伸ですが、都市計画道路3・4・1号駅前西台線を南に延伸することは考えなかったのでしょうか。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

都市計画道路3・6・6号浪江停車場線の変更後の起点は、新たな浪江駅駅前広場を考慮し、浪江町と協議して決定しております。

(議長)

よろしいでしょうか。それでは、他にいかがでしょうか。

(吉田委員)

議席番号1番の吉田です。

資料2の5ページ、土地利用計画図の変更案より、浪江駅駅前広場の廃止後は歩行者専用道路、広場として利用予定となっておりますが、バスやタクシーの乗り換え等による交通結節の機能は道路管理者と浪江町どちらが受け持つのか教えてください。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

浪江駅駅前広場の交通結節の機能については、浪江町で整備する計画となっております。

ます。

(議長)

よろしいでしょうか。

(吉田委員)

分かりました。浪江駅駅前広場については、浪江町の都市計画審議会で決定する箇所と県の都市計画審議会で決定する箇所が複雑になるため、駅前広場と一般道路との交通処理を浪江町と県で連携し進めていく必要があると思われま

(議長)

事務局の方で今のコメントを受け止めていただければと思います。それでは、他にいかがでしょうか。

(鈴木委員)

議席番号3番の鈴木です。

浪江駅駅前広場が都市計画道路から廃止されると駅舎側の接道義務がなくなることが懸念されるため、今後、都市計画の基準を満たすように計画していくことを意見として述べさせていただきます。

(議長)

事務局は事実の確認をお願いいたします。

(事務局)

駅舎側の接道は確認できています。

(議長)

その他にございませんか。特に質問、意見等ございませんか。

それでは、他に御意見もないようですので、議案第2061号の議案に関しまして御異議ございませんか。

(異議なし)

(議長)

「異議なし」と認め、議案第2061号は、原案のとおり同意することに決定いたします。

次の審議に入らせていただきます。議案第2062号について、事務局より説明願

います。

(事務局)

こちらの方につきましてもスクリーンとお手元の「資料3」により説明いたします。
資料3、1ページをお開き願います。

議案第2062号、株式会社伏見材木店が南相馬市に設置予定の特殊建築物の敷地の位置に関する建築基準法第51条ただし書きによる許可について御説明いたします。
2ページをお開きください。

はじめに、建築基準法第51条について御説明いたします。建築基準法第51条では「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてはその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされております。

繰り返し御説明させていただきますと、都市計画区域内において特殊建築物の新築または増築を行う場合は、敷地の位置について都市計画決定したものでなければ建築してはなりません。

ただし、都市計画審議会において敷地の位置について都市計画上支障がないと認められたものを特定行政庁が許可する場合はこの限りではないとされています。

対象となる施設について相当の公共性がある場合と認められる場合以外の民間の施設の場合は「ただし書き」に沿った運用となり、この後お諮りします審議案件は民間の施設に該当しますので、「ただし書き」に沿った運用となります。

資料の3ページ「その他政令で定める処理施設」で位置の制限を受ける処理施設、建築基準法施行令第130条の2の2では一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の2つが示されております。

今回、審議会にお諮りする案件は産業廃棄物処理施設で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されている一日当たり処理能力が廃プラスチック類・木くずの5トンを超える施設であることから建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となり本審議会にお諮りするものであります。

次に4ページ、政令で定める規模（制限の緩和）について御説明いたします。

建築基準法施行令第130条の2の3で許可の基準の緩和が示されております。同法施行令の第130条の2の3では定められた用途地域における産業廃棄物処理施設の処理能力についての許可に必要な上限の緩和が規定されております。

今回の施設は、前回許可時点の処理能力の1.5倍を超えることから、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要なため、審議会にお諮りするものであります。

5 ページをご覧ください。

産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続きについて御説明いたします。

産業廃棄物処理施設を設置するためには、左側に記載されております産業廃棄物処理法の設置許可を福島県相双地方振興局で行うとともに、右に記載のとおり建築基準法第51条ただし書きによる敷地の位置の許可が必要となるため、本都市計画審議会にお諮りするものでございます。

次に、6 ページをご覧ください。

都市計画上の支障の有無の判断基準について御説明させていただきます。

判断基準は次の4つの着目点になります。一つ目、「上位計画、都市計画マスタープランとの整合」といたしまして、市町村都市計画マスタープランの内容と著しく乖離していないことがあげられます。二つ目、「土地利用計画との整合」といたしましては、市街化区域、用途地域は原則、住居系を避け工業系とすること、地区計画等と整合していること。三つ目、「都市計画施設との整合」といたしまして道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。四つ目、「市街地開発事業との整合」といたしまして、市街地開発事業、これには土地区画整理事業、市街地再開発事業に整合していることがあげられます。

これら4つに着目いたしまして都市計画法上の判断を行うことになります。

次に「4 会社及び施設の概要」以降につきましては福島県建築指導課の方から説明いたします。

建築指導課五十嵐と申します。7 ページをご覧ください。

それでは、当該施設の概要について御説明いたします。

会社名は株式会社伏見材木店、代表者は代表取締役伏見俊一です。本社所在地は南相馬市原町区深野字館137番地の3、事業内容は産業廃棄物の中間処理、産業廃棄物収集・運搬業となります。

次に、当該処理施設の概要です。

所在地は南相馬市原町区深野字館137番地の3、138番地の3、138番地の5、敷地面積は9,991.16平方メートル、建築面積は377.16平方メートル、延床面積は347.16平方メートルとなります。処理施設の別としましては破碎施設、産業廃棄物の種類は木くず、施設の稼働時間は8時間となります。

次に8 ページをご覧ください。

導入する破碎施設について御説明します。当該施設は、木くず及び廃プラスチック類の破碎施設であり、1日当たりの処理能力がそれぞれ75.36トン、30.48トンとなっております。

今回、木くずの1日当たりの処理能力が現在の1.5倍を超え、合計214.48

トンとなることから、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となります。

9ページをご覧ください。

敷地の位置について御説明いたします。

設置予定地は、南相馬市の中央部、原町区の北部に位置し、JR原ノ町駅から直線で北西へ約5.5キロ、県道34号に近接する敷地です。

10ページをご覧ください。

敷地の状況について御説明します。

施設の敷地位置は、非線引き都市計画区域で、用途地域の指定がない白地の地域です。当該施設には、県道34号線から市道上北高平深野線を経由してアクセスします。

11ページをご覧ください。

敷地の現状写真になります。

画面の左上は国土地理院の空中写真となっており、白枠が敷地境界線となっております。敷地の南東部にある破砕機上屋に、新たに木くずの破砕機を設置する計画です。写真①、②、③がその現況です。

12ページをご覧ください。

対象となる廃棄物の処理並びに搬入及び搬出の流れについて御説明します。

廃棄物の流れは、市道上北高平深野線から敷地内に進入し、敷地中央の保管施設で受け入れ検査を行い、石や不適合物が混入していないことを確認します。搬入した廃棄物は、順次加工工場の破砕機で破砕し、燃料チップに処理します。

破砕機で処理された燃料チップは、いわき市の遠野興産に中間処理を委託します。

以上で、株式会社伏見材木店の産業廃棄物処理施設の概要説明を終了いたします。

ここからは福島県都市計画課緑川が説明いたします。資料13ページをご覧ください。

先の6ページの判断基準に基づく都市計画上の支障の有無についての見解を御説明いたします。

まず、1の「上位計画との整合」です。当該地は、南相馬市都市計画マスタープランにおける土地利用方針との著しい乖離は認められず、周辺環境・既存施設とも矛盾しておりません。また、相馬地方都市計画区域マスタープランにおいて、「施設の効率的な運営を図るとともに、ごみの減量化やリサイクルを促進するものとする。」と記載があり、それに即していると認められると判断いたします。

2つ目の「土地利用計画との整合」でございますが、当該地は非線引き都市計画区域内で、用途地域の定めのない地域となります。また、地区計画等について、決定されているものはないことから、土地利用計画上の支障はないと判断されます。

3つ目の「都市計画施設との整合」でございますが、当該地に接する都市計画道路は既に整備済みでありその他周辺には、都市計画道路や都市計画公園など他の都市計

画施設の計画はございません。

4つ目の「市街地再開発事業との整合」でございますが、当該地及び周辺には市街地再開発事業及び予定区域はないことから、いずれも都市計画上の支障はないと判断されます。

次に議案書を御説明いたします。議案書の7ページをお開き願います。

議案第2062号、特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）です。建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を御審議いただくものでございます。

名称は、株式会社伏見材木店、位置は福島県南相馬市原町区深野字館137番地の3他2筆、面積は9,991.16平方メートル、用途は、廃プラスチック類、木くずの破碎施設、一日当たり最大で139.12トン、申請人は福島県南相馬市原町区深野字館137番地の3、株式会社伏見材木店代表取締役伏見俊一でございます。

当該施設は、老朽化した破碎設備を更新するために新たに木くずの破碎設備を導入するもので、前回許可時点の処理能力の1.5倍を超えることから、建築基準法第51条ただし書きによる許可を得ようとするものです。

当該地の都市計画制限については、当該地は区域区分の無い、いわゆる非線引きの都市計画区域であり、用途地域指定もございません。

説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いします。

（議長）

只今の説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、挙手でお願いいたします。リモート参加の皆様におかれましては手を挙げる等のリアクションでお願いします。いかがでしょうか。

（異議なし）

（議長）

「異議なし」と認め、議案第2062号は、原案のとおり同意することに決定いたします。

次の審議に入らせていただきます。議案第2063号について、事務局より説明願います。

（事務局）

ここからはスクリーン及びお手元の「資料4」により御説明いたします。

資料の0ページ、議案第2063号、株式会社エコプランニングがいわき市泉地内で建築予定の特殊建築物の敷地の位置に関する建築基準法第51条ただし書き許可について御説明したいと思います。

1ページをご覧ください。

こちらは建築基準法第51条の説明でございますが、建築基準法の説明につきましては、先程、御説明させていただきました議案第2062号の内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

なお、今回の審議案件は民間の産業廃棄物処理施設でございますので、本法の「ただし書き」を適用することとします。

次に2ページをお開きください。

その他政令で定める処理施設、建築基準法第51条の政令で定める処理施設の説明でございます。

今回、審議会にお諮りする案件は産業廃棄物処理施設で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されている一日当たり処理能力が廃プラスチック類・木くずの5トンを超える施設であります。また、政令で定める規模（制限の緩和）について御説明いたします。

建築基準法施行令第130条の2の3で許可の基準の緩和が示されております。同法施行令の第130条の2の3では定められた用途地域における産業廃棄物処理施設の処理能力についての許可に必要な上限の緩和が規定されております。

今回の施設は、工業専用地域に位置しており、廃プラスチック類の処理能力が6トンを超えることから、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要になりますことから、審議会にお諮りするものであります。

次に3ページ、産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続きでございますが、これにつきましても先ほどの議案第2062号で御説明した内容と重複することになります。

産業廃棄物処理施設の設置許可につきましてはいわき市廃棄物対策課において審査中であり、右の方の中段、建築基準法第51条ただし書きによる敷地の位置の許可が必要となることから本都市計画審議会にお諮りするものでございます。

4ページの都市計画上の支障の有無の判断基準につきましては議案第2062号で御説明した内容と重複することになりますので、説明は割愛させていただきます。

5ページの概要以降の説明につきましては、いわき市の方から説明いたします。

いわき市都市建設部建築指導課佐藤と申します。5ページをご覧ください。

株式会社エコプランニングは、工業専用地域であるいわき小名浜中央工業団地内において、産業廃棄物の中間処理等を営んでおりますが、今後の需要の増加を見込み、

既設の破砕機の使用方法を変更する計画としております。建築基準法第51条のただし書き許可が必要であることから、本審議会へ諮問させていただくものです。なお、本年3月いわき市都市計画審議会において「異議なし」とされております。

6ページをご覧ください。

株式会社エコプランニングの概要を御説明いたします。

会社の概要については、記載のとおりでございますが、施設の概要について処理施設は破砕施設、産業廃棄物の種類は廃プラスチック、木くず、がれき類等となっております。

7ページをご覧ください。

こちらの表は、当該施設が受け入れる産業廃棄物の種類ごとの一日あたりの処理能力についてまとめたものとなっております。

赤枠に示しております、「廃プラスチックの破砕」については、建築基準法施行令の規制値が、「一日あたり6トン」となっております。今回、一日あたりの処理能力を40.9トンとする計画ですので、法51条ただし書きの許可が必要となるものです。

8ページをご覧ください。

敷地の概要でございます。

左側の赤で囲った部分が当該施設の敷地となります。敷地南西にある工場棟を拡大したものが右の図に示しております。赤で囲った部分が、今回の破砕機がある場所となっております。

9ページをご覧ください。

当該施設の現況写真でございます。

既に稼働している工場でございます。写真①が敷地全体を、写真③が今回対象となる破砕機となります。現在は6トン未満の処理能力で稼働しております。

施設概要の説明は以上となります。

ここからは福島県都市計画課緑川が御説明いたします。

10ページをご覧ください。

都市計画上の支障の有無の見解を御説明いたします。

まず、「1上位計画、都市計画マスタープランとの整合」でございますが、いわき市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本姿勢に産業基盤の整備を定めており、都市の活力をはぐくむ産業の立地・展開の場・環境の確保を図り、持続的な発展や成長が可能な産業基盤の整備を目指すこととしております。

当該地は、地域別構想の土地利用方針において、製造業やエネルギー産業等を中心とした立地誘導の方向性を示しており、処理施設の位置としては、都市計画マスタープランとの整合が図られております

1 1 ページをご覧ください。

「2 土地利用計画との整合」でございますが、当該地は市街化区域内で専ら工業の利便増進を図る工業専用地域であるため、整合が図られております。また、地区計画等について、決定されているものはないことから、土地利用計画上の支障はないと判断されます。

1 2 ページをご覧ください。

「3 都市計画施設との整合」でございますが、都市計画施設について、支障となるものではなく、都市計画施設の計画もございません。

「4 市街地開発事業との整合」でございますが、当該地及び周辺には市街地開発事業及び予定区域はないことから、いずれも都市計画上の支障はないと判断されます。

次に議案書を御説明いたします。議案書 8 ページをお開き願います。

議案第 2063 号、特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第 51 条ただし書きによる許可）です。建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものでございます。

名称、株式会社エコプランニング。位置は、福島県いわき市泉町滝尻字亀石町 2 番 45、面積は 1,641.89 平方メートルです。

廃プラスチック類、木くず、がれき類等の破碎施設でございます。

申請人は福島県いわき市泉町滝尻字亀石町 2 番 45、株式会社エコプランニング、代表取締役西山和美でございます。

表の下の欄に記載しておりますとおり、当該施設は、既設の破碎機の使用方法を変更することにより、廃プラスチック類の 1 日あたりの処理能力が 6 トンを超えることから、建築基準法第 51 条ただし書きによる許可を得ようとするものです。

当該地の都市計画制限については、当該地は区域区分を有しており、いわゆる線引きの都市計画区域であり、用途地域は工業専用地域となります。

説明は以上でございます。

建築基準法第 51 条ただし書きによる許可につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

（議長）

只今の説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、挙手でお願いいたします。リモート参加の皆様におかれましては手を挙げる等のリアクションでお願いいたします。いかがでしょうか。

（鈴木委員）

はい。

(議長)

はい、どうぞ。

(鈴木委員)

議席番号3番の鈴木です。

今回の区域は、建築基準法第22条の区域に含まれているか教えてください。

もう一点は、資料4の9ページ、①敷地全景における手前の建物の外壁が建築基準法に適合しているか教えてください。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

一点目について、建築基準法第22条の区域に含まれております。

二点目について、①敷地全景における手前の建物は、令和7年に確認申請を行い、建築基準法に適合していることを確認しております。

(議長)

その他にございませんか。特に質問、意見等ございませんか。

それでは、他に御意見もないようですので、議案第2063号の議案に関しまして御異議ございませんか。

(異議なし)

(議長)

「異議なし」と認め、議案第2063号は、原案のとおり同意することに決定いたします。

本日の審議事項は、以上です。終始慎重に御審議いただきまして、ありがとうございました。司会よりお願いします。

(司会)

熱心な御審議をありがとうございました。以上をもちまして、第199回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。

(開催時間: 75分)

以上のとおり相違ないことを証する。

3 番 鈴木 深雪 _____

19 番 小林 奈保子 _____